議員提出意見書案第５号

原子力損害賠償に関わる中間指針等の見直しを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第１号）第14条第２項の規定により提出します。

令和４年９月２９日

総務常任委員長　　本田　勝善

須賀川市議会議長　　五十嵐　伸　様

原子力損害賠償に関わる中間指針等の見直しを求める意見書

最高裁判所は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所事故で被災した住民が原状回復や損害賠償を求めて起こした集団訴訟において、本年３月２日、東京電力による上告を退ける決定を下しました。

東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及びその追補（以下「中間指針等」という。）に基づいて被害者への賠償を行っていますが、全国各地で提訴されている 30 件を超える福島第一原発事故に関する損害賠償請求の集団訴訟においては、中間指針等の定める水準を超える内容の損害賠償が認められるか否かが争点となっています。

この度の最高裁決定により、福島、前橋、千葉、東京の各地方裁判所に提訴された集団訴訟について、各控訴審判決が確定することとなりました。これらは、東京電力に対してなされた請求に関する判断として全国的な先駆けとなるものですが、いずれも中間指針等の水準を上回る内容の損害賠償を認めるものでした。このことは、中間指針等の見直しを行って、福島第一原発事故の被害者の被害回復に向けた取組を一層進める必要があることを示しています。

よって、国においては、東京電力による福島第一原発事故による被害者への十分な損害賠償が早期に実現されるよう、中間指針等の見直しを速やかに行うよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和４年９月　　日

福島県須賀川市議会議長　　五 十 嵐　伸

内閣総理大臣
文部科学大臣　　宛